

総社市公民館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年7月13日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第32号

総社市公民館条例の一部を改正する条例

総社市公民館条例（平成17年総社市条例第109号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後			改正前		
(名称、位置及び区域) 第2条 本市に設置する公民館の名称、位置及びその区域は、次のとおりとする。			(名称、位置及び区域) 第2条 本市に設置する公民館の名称、位置及びその区域は、次のとおりとする。		
名称	位置	区域	名称	位置	区域
略			略		
総社市中央公民館 常盤分館	総社市三輪 821 番地	常盤小学区, 総社中央 小学区のうち溝口	総社市中央公民館 常盤分館	総社市三輪 821 番地	常盤小学区, 総社中央 小学区のうち溝口
総社市中央公民館 常盤第2分館	総社市真壁 1023 番地				
略			略		

附 則

この条例は、平成30年11月1日から施行する。